

令和8年度 大学教育再生戦略推進費 「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」 審査要項

令和8年度「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業」（以下、「事業」という。）の審査は、この審査要項により行うものとする。なお、審査を進めるに当たり必要な事項は、外部有識者からなる「未来を先導する世界トップレベル大学院教育拠点創出事業委員会」（以下、「委員会」という。）において別に定める。

I. 審査方法

1. 審査体制等

本事業の審査は、委員会において実施する。委員会は、独立行政法人日本学術振興会に設置するものとする。

2. 審査手順

(1) 書面審査

- 書面審査は、大学から提出された申請調書について、委員会の委員が分担して行う。なお、客観性や公平性、多様性を確保するため、書面審査は1件に対して複数名（3名以上）の委員で行うことを原則とする。
- 書面審査では、「審査方針」に基づいて評価書を作成する。
- 書面審査の結果を基に、(2) 面接審査の対象となる拠点構想を決定する。

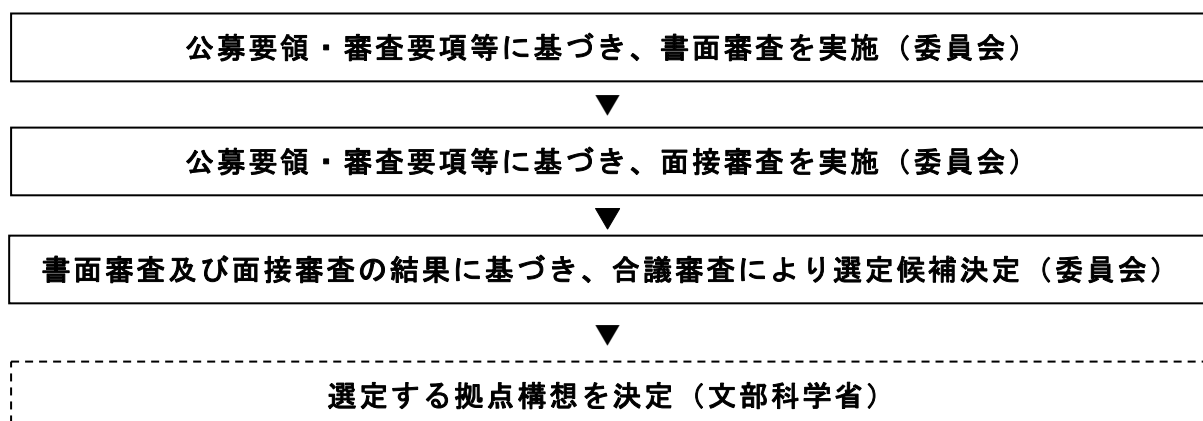
(2) 面接審査

- 面接審査は、大学院改革ビジョン等の目標の挑戦性・妥当性や実現可能性等について確認することを目的として行う
- 面接審査の詳細は委員会が別に定め、対象校に別途連絡する。

(3) 合議審査

- 委員会は、書面審査及び面接審査の結果を基に合議審査を行い、文部科学省に推薦する選定候補を決定する。

<審査の流れ（イメージ）>



Ⅱ. 審査方針

評価項目及び審査基準は、以下のとおりとする。

1. 評価項目

審査においては、申請調書の内容が公募要領に示された本事業の趣旨に合致した提案となっていることを確認した上で、特に下記の観点について審査するものとする。

(1) 大学院改革ビジョン及び同実現計画について

○ 大学院改革ビジョンの全体像、位置付け及び指標設定等

- ・大学院改革ビジョンの内容は、全学的な大学院改革を進め、質の高い博士人材の増加を実現した10年後の姿を明確に示しているか。また、それは挑戦的な内容か。**【拠点構想の明確性、実現可能性】**
- ・大学院の現状や抱えている課題等について、十分に把握・分析されているか（本事業を実施する中で変えていきたいことが明確となっているか）。また、大学院改革ビジョンの内容が、その解決に資するものとして明確に位置付けられているか。**【課題設定及び拠点構想の明確性・対応性】**
- ・大学院改革ビジョンによる構想が、特定の部局のみに閉じることなく、全学的な大学院改革の取組として構想されているか。全学的な改革の進め方は具体的かつ実現可能性のあるものと判断できるか。**【全学的な改革推進】**
- ・大学院改革ビジョンによる構想の進捗や成果に対して定量的な指標や数値目標・時期が設定されているか。その内容は事業の成果として妥当かつ意欲的なものとなっているか（指標の適切性が説明され、その内容は妥当かつ意欲的と判断できるか）。また、＜必須指標＞以外の指標について、事業の選定校と非選定校の比較方法が明確となっているか。**【指標設定の適切性】**
- ・（連携機関がある場合）申請大学と連携機関の連携効果が明確となっているか。密な連携を進めるための工夫はなされているか。連携により進める改革の内容は挑戦的か。**【連携の有用性・実効性】**

○ 大学院教育の改革のための実施基盤等

- ・申請の基礎となるこれまでの教育改革の取組実績は十分なものであるか。また、卓越大学院プログラムや人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業等の大学院教育改革に係る事業の採択を受けた大学については、当該各事業により構築された学位プログラムなど自走化を図るべき取組が、本事業による支援の対象と重複していないことが明確に説明されているか。**【教育改革の実績】**
- ・大学院改革ビジョンの実現に向けた実施体制や推進体制が整備・構想されているか。当該体制は大学院改革ビジョンの実現に向けた体制としてふさわしいか。**【拠点構想の実施体制】**
- ・大学院改革ビジョンの実現に向け、客観的なデータ等を用いた事業計画の進捗状況の把握・分析を行い、その結果を基に大学院改革ビジョンの改善や見直しを実効的に進めることのできる体制となっているか。**【自己評価体制】**

- ・(連携機関がある場合) 申請大学が中心となった円滑な運用体制の構築が図られているか。その体制は適切か。【**連携体制の確保**】
- **事業成果の先進性、波及効果**
- ・事業成果は、当該大学のみならず、我が国の大学院教育全体や社会にとっても先進性を有するものであるか。【**先進性**】
 - ・目標が達成されることが、費用対効果も勘案し、我が国の大学院教育全体や社会にとって有意義なものか。【**費用対効果**】
 - ・本事業により実施される取組の成果について、他大学が導入する上での課題やその対応方法の整理がなされた上で、先駆的なモデルとして他大学への波及が見込まれるものであるか。【**波及効果**】
- **事業計画の適切性**
- ・大学院改革ビジョン実現計画において、大学院改革ビジョンで示した10年後の将来像の実現に向けて行われる取組内容のうち、補助対象期間の7年間について時系列に沿って具体的に整理されており、かつ事業の進め方が妥当であるか。【**事業計画の具体性・妥当性**】
 - ・大学院改革ビジョンで示した10年後の将来像の実現に向けて、補助期間終了後も自己資金によって発展的かつ継続的な活動を行い得る構想となっているか。【**拠点構想の発展性・継続性**】
- **大学院改革ビジョン及び同実現計画における具体的な取組内容**
- ・国際拠点形成(国際化)に関して、大学院改革ビジョン及び同実現計画において示される内容は、公募要領に示した〈考え方〉を踏まえた内容となっているか。また、その内容は挑戦的かつ実現可能性のあるものとなっているか。【**国際拠点形成(国際化)の観点**】
 - ・産学連携教育に関して、大学院改革ビジョン及び同実現計画において示される内容は、公募要領に示した〈考え方〉を踏まえた内容となっているか。また、その内容は挑戦的かつ実現可能性のあるものとなっているか。【**産学連携教育の観点**】
 - ・組織改革・推進体制等の基盤の構築に関して、大学院改革ビジョン及び同実現計画において示される内容は、公募要領に示した〈考え方〉を踏まえた記載となっているか。また、その内容は挑戦的かつ実現可能性のあるものとなっているか。【**組織改革・推進体制等の基盤構築の観点**】
 - ・各大学の実情に応じて、複数教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築などの、「研究指導の在り方についての検証・見直し」を図り、当該「検証・見直し」の結果に基づく取組を行う構想となっているか。また、それらの内容が具体的かつ実現可能性のあるものとなっているか。【**研究指導の在り方の検証・見直し**】
- **その他期待される具体的な取組内容**
- ・学位プログラムを構築する計画である場合、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の策定や、これらに基づいた体系的な学位プログラムの構築が見込めるものとなっているか。
 - ・博士課程学生の就職支援を強化する計画である場合、組織的な就職支援体制の構築に向けた具体的な計画となっており、キャリアパスの拡大が期待できるものとなっているか。

(2) 資金計画について

○ 大学院改革ビジョン実現計画に基づく資金計画

- ・申請経費の内容は、大学院改革ビジョン実現計画に基づき、明確かつ効果的な資金計画となっているか。【経費の事業内容との関係性・整合性】
- ・取組内容に応じた妥当な積算内容となっているか。【積算の妥当性】

○ 持続的な展開に向けた本事業以外の経費の活用計画

- ・資金計画の面から、7年間の補助期間終了後も継続的かつ発展的な取組の実施が十分見込めるものであるか。【資金的な事業計画の継続性】

(※) 加算措置について

- ・将来の18歳人口の減少を踏まえ、学内資源を大学院に集約するなどの再配分を通じ、大胆な変革を講じる構想については、当該再配分される学内資源の量や割合等に応じて、一定の加算措置を行う。
- ・所在地域や全国的な人口動態・人材需給に係る将来推計を行うなど、「高等教育の将来的な適正な規模」を念頭に置きつつ、学内資源の再配分について検討を図り、大学としての考え方を整理している場合、当該検討内容の挑戦度及び実現可能性に応じて、軽微な加算措置を行う。

2. 審査基準

(1) 書面審査

- 書面審査においては、上記の評価項目ごとに表1の区分により判断することとする。

(表1) 書面審査における評価区分

評価区分	評価基準
a	非常に優れている
b	優れている
c	妥当である
d	やや不十分である
e	不十分である

(2) 面接審査

- 委員会において、選定した面接審査を実施すべき拠点構想に対し、書面審査の結果も参考にした上で、拠点構想全体についてヒアリングを行った上で、表2の区分により判断することとする。
- 面接審査の詳細については、対象校に別途連絡する。

(表2) 面接審査における評価区分

評価区分	評価基準
A	採択すべき
B	不十分な点は一部あるが、採択してもよい
C	不十分な点がかかなりあり、採択することは難しい
D	採択すべきでない

(3) 合議審査

- 委員会において、全ての面接審査が終了した後、書面審査及び面接審査の結果を基に、審議を尽くした上で、合議により表3の区分により採択候補となる拠点構想を決定することとする。

(表3) 合議審査における評価区分

評価区分	評価基準
○	採択候補として決定する
×	採択候補として決定しない

Ⅲ. その他

1. 開示・公開等

- 委員会における会議及び会議資料は、審査の円滑な遂行の観点から、原則として非公開とする。
- 選定の途中経過に関する問い合わせには応じられない。
- 選定された拠点構想は、ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- 委員会の委員の氏名は、選定後に公表する。

2. 利害関係の報告・排除

- 委員は、以下①又は②に該当する利害関係がある場合は、審査開始までに書面により事務局に申し出なければならない、事務局は下記に従って処理するものとする。
 - ① 申請大学（連携機関も含む。）との関係が、以下の「利害関係者の範囲」に該当する場合、当該委員は利害関係を有している申請大学の審査から外れなければならない、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。
 - ア. 過去3年以内に専任又は兼任として在籍した場合
 - イ. 過去3年以内に学外委員等で大学の運営に関わる職に就任した場合
 - ウ. 申請のあった事業に何らかの形で委員が参画する場合
 - エ. その他、中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される場合
 - ② それ以外の関係性を有している場合
委員は、「利害関係者の範囲」に該当していなくても、申請大学（連携機関も含む。）との間に社会通念上疑義を生じさせる関係性（※）を有している場合も、その審査から外れなければならない、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。
（※）例えば、委員自身が事業責任者や事業の実施担当者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合
 - ・親族若しくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ・緊密な共同研究を行う関係
 - ・密接な師弟関係若しくは直接的な雇用関係 等

3. 秘密保持等

- 委員として審査の過程で知り得た個人情報及び対象大学の審査内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- 委員として取得した情報（調書等各種資料を含む。）は、他の資料と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- 委員は、競争参加者から何らかの不公正な働きかけがあった場合は、必ず事務局にその旨を申し出ること。